

令和4年度生活に密着したウォーキング普及事業実施業務 仕様書

1 業務の名称

令和4年度生活に密着したウォーキング普及事業実施業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日(金)まで

3 業務の目的

札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21(第二次)」において目標に掲げている「健康寿命延伸」に向け、東区では、アクションプラン2019の事業として、誰もが日常的に気軽に行うことができるウォーキングの普及に向けて本事業を実施している。

本業務により、「いつでも・どこでも・ひとりでも」行うことができるウォーキングを継続し習慣化することで、東区民の健康意識を高めることを目的とする。

4 業務の概要

令和2年度については、区民を年代別に3つの層(子育てをしている層、働いている層、仕事をリタイアする等時間的なゆとりのある層)(以下「子育て層、稼働層、ゆとり層」という。)に分け、各々の層に相応したウォーキングスタイルを想定した運動手帳「東区ウォーキングノート」を作成した。

令和3年度については、東区ウォーキングノート(以下、「ウォーキングノート」という。)を気軽に手に取ってもらえるように、ウォーキングコース等の内容を更新し、ウォーキングの習慣化に向けた新たな活用方法を加えて、ウォーキングノートの改訂版を作成し、3つの層に向けて配布した。また、ウォーキングを始める動機付けとなるコース紹介動画を作成し、ホームページ及びSNSで配信し、また、ウォーキング継続への意欲喚起を図った。

令和4年度は、令和3年度の成果物であるアンケート結果を踏まえ、新たにコースを追加し、ウォーキングによる美容促進効果に関する内容を盛り込んだ、ウ

ウォーキングノートの改訂版を作成し、ウォーキングの習慣化に向けた新たな活用方法を加えて、「子育て層」、「稼働層」及び「ゆとり層」に向けて配布する。

5 事業費

1,995,000 円を上限とする。(消費税及び地方消費税額を含む。)

なお、契約金額は別途決定する。

6 業務の内容

(1) 令和4年度版ノートの作成

ア 令和3年度版東区ウォーキングノートの見直し及び確認

- 令和3年度版の掲載内容に変更が生じていないかを確認する。

(市有施設の住所や開館時間等、掲載店舗等の営業時間及び住所等)

イ 令和4年度版ノートの企画

改訂内容の企画を行う。内容については以下の点を踏まえることとする。

① 3つの層の特徴の反映

子育て層、稼働層、ゆとり層にカテゴリ分けする際に、以下の点を反映させることとする。

- 子育て層は、子育てのために時間的なゆとりがなく自己への健康意識が低いため、日常の買い物で一つ遠くのスーパーや公園等に、子供と一緒に歩いて出掛ける等の工夫をすること。

また、本事業参加への動機付けをより高めるため、健康と美容を関連づけたテーマとして、新たにウォーキングによる美容促進効果に関する内容を設けること。

- 稼働層は、仕事のために時間的なゆとりがなく自己への健康意識が低いため、通勤途中に一駅多く歩く等の工夫をすること。その際は、東区内の企業と協働し、社員への啓発も検討すること。

また、本事業参加への動機付けをより高めるため、健康と美容を関連づけたテーマとして、新たにウォーキングによる美容促進効果に関する内容を設けること。

- ゆとり層は、時間的なゆとりがあるが、閉じこもりがちになるため、外出するきっかけとなる工夫をすること。

② 3つの層別のおすすめモデルコースを追加掲載

令和3年度のウォーキングノートのアンケート結果を踏まえ、新たなコースとして1コースを追加掲載すること。

- 東区内で作成されているマップや資料、インターネット調査ほか、令和3年度の調査資料及び、本業務内で得られた情報を参考に設定する。
- 上記によらない場合は、現地調査を行い、現地の状況、設備、距離、歩数の確認を実施し、掲載する箇所については掲載許諾をとる。
- それぞれのコースは一つの地域に偏らないよう設定し、1年を通じて日常的に歩けるようにコースの設定を行う。

③ ウォーキング継続の意欲喚起となるページを新たに考案する。

ウ 令和4年度版ノートの作成

作成、校正、印刷製本を行う。作成部数は、6,000部程度（こそだて編2000部、おしごと編2000部、ゆったり編2000部）とする。

① 規格

- B6判中綴じ、PP加工（ポリプロピレン）を施した、表紙中面90kgマットコート紙、フルカラー印刷とし、記録が書き込みやすく、雨天でもある程度耐えられる素材とする。
- ページ数は40ページ程度とする。

② 掲載項目

- 東区ウォーキングノートの使い方、ウォーキングに関する注意事項、歩く前のストレッチ方法、ウォーキングコース、ウォーキングスポット、ウォーキングを楽しむヒント、記録帳1年分、メモ用紙、アンケート用紙、スタンプが押印できるページ等、令和3年度版東区ウォーキングノートの掲載内容に、前述6-(1)-イの令和4年度版ノートの企画に沿った内容を2ページ程度加えて掲載する。
- 表紙と歩く前のストレッチ方法、おすすめモデルコースのページは従前どおり各々の層に応じて3パターン作成する。
- 特に「こそだて編」及び「おしごと編」については、本事業参加への動機付けをより高めるため、健康と美容を関連づけたテーマとして、新たにウォーキングによる美容促進効果に関する具体的な内容を設けること。
- 令和3年度のアンケート結果を踏まえ、新たなコースを1コース追加

し作成し、必要に応じて1ページ追加すること。

- 東区ホームページにも完成版を掲載しA4でダウンロード可能とする。
- 「リンククロスアルク」等既存のウォーキングアプリについて、該当企業と検討のうえ掲載し、ウォーキングの促進を図る。

(2) 令和4年度版ノート及び啓発品の配架及び配布

ア 令和4年度版ノートの配布及び配架

- 協力企業や団体へ郵送や持参により配布する
- 区内公共施設や大型商業施設等へ配架する。

イ 啓発品の配布

- ウォーキングの取組みを継続した参加者に、啓発品を配布する。
- 啓発品は札幌市で用意したものを東保健センター窓口等で配布する。

(3) ウォーキングノートを活用したウォーキング大会の実施

ア 原則、ウォーキングノートに掲載したコースを使用した地区のウォーキング大会を1回開催すること。開催時期は委託者の指示のもと行うこと。

イ 当該地区の東区民を募集し、概ね30人程度が参加するウォーキング大会を開催すること。

ウ 参加者から主観的健康感に関するアンケートを実施するため、事業の効果検証を適切に実施できるアンケートの作成及び印刷を行うこと。

また、アンケートを回収及び集計するとともに本事業（本大会）の効果検証を行うこと。

エ 周知のため、ポスター及びチラシ等を作成し、東豊線さっぽろ駅から栄町駅までの各駅、主要の公共施設や商業施設等、区民が多く目に留まる場所に貼付すること。

オ 本大会に係る設営の実施は受託者が行うとともに、設営に必要な人員及び運営体制を確保すること。

カ 受付等の大会運営に必要な機材、救急薬品及びAED等の備品は、受託者が調達すること。

キ 参加者の安全対策として、負傷者が発生した場合は、対応が可能な運営体制を確保すること。

ク 参加者等に係る傷害保険の加入を受託者が行うこと。

ケ 大会運営に係る関係各所との使用許可及び調整については、受託者が行う

こと。

コ 新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施すること。

サ 想定されるスケジュールを明示すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況など、不測の事態が生じた場合は、大会の延期または中止となる場合もある。その場合、スケジュールの変更及び本大会にかかる契約の履行については、委託者との間で協議により定めるものとする。

(4) 動画配信等による普及啓発の実施

ウォーキング継続の意欲喚起のため、動画配信等を実施する。動画はウォーキングの取組みへの励みとなるユーチューブ等の動画とし、内容規模等については、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて柔軟に対応する。

ア 地元のアスリート等を出演させる普及啓発動画を作成し、SNS や HP で公開する。なお、地元のアスリート等の出演に関する費用は、上記5「事業費」の契約金額の範囲内とする。

イ 上記6-(1)-イ-②及び6-(1)-ウ-②に記載の新たなコースについて、コースの紹介動画を作成すること。

(5) 令和4年度版ノートの発行及び動画配信等イベント周知PRの実施

ア ポスター・チラシの作成

○ ポスターをA2片面カラーで100枚作成し、東豊線さっぽろ駅から栄町駅までの各駅、主要の公共施設や商業施設等、区民が多く目に留まる場所に貼付する。

○ チラシはA4両面（表面カラー）で5000枚作成し、協力団体や企業等に配布する。また、区民が多く目に留まる場所に配架する。

イ 報道機関、フリーペーパー等の活用

(6) 公式SNSの運営

既設の東区ウォーキング Instagram 及び Facebook を活用し、事業の周知及び参加者同士の繋がりを構築する。

ア 事業に関する周知及びウォーキング情報等を定期的に投稿する。

イ 事業の参加者が歩きながら発見したものや事柄を投稿できるよう工夫する。

(7) 業務全体の検証・課題の整理及び報告書の作成

ア 令和4年度の報告書の作成

令和4年度のウォーキング事業参加者数（前述6-(2)配布の数を含む。）並

びに同参加者の感想及び要望等を把握し、実施内容の検証及び課題の整理を行うこと。

イ 令和2～4年度の事業実施内容を総合的に検証した報告書

令和4年度は本事業の最終年度にあたるため、令和2～4年度を通したアンケートの分析、考察及び検証結果等をまとめた報告書を作成すること。

なお、令和2年度及び令和3年度の分析については、委託者から提供する成果物により、分析できる範囲とすること。

上記の検証・課題の整理を含んだ業務報告書を作成し提出すること。

報告書はA4とし、印刷した紙ベースをファイルで閉じたもの、また、電子データ一式をWORD若しくはEXCELデータ及びPDFデータとしてCD-R又はDVDに保存したものを、それぞれ2部ずつ提出する。

7 その他

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と業務内容の確認を行い、事業計画書を提出すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者と連絡・打合せを密にして作業を実施し、疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (3) 委託者は、必要に応じて、事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大等が原因で止むを得ずイベントを中止するなど、契約内容が変更となる場合は、委託者及び受託者の協議によるものとする。なお、協議の結果、契約内容を変更する場合は、変更に応じて支払いについて減額となる場合がある。
- (5) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に委託者が止むを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、個人情報の保護については、「個人情報保護法」及び「札幌市個人情報保護条例」の規定を遵守し、業務を通じて知り得た個人情報を、本業務の履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の

3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (10) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使できないものとする。
- (11) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (12) 本成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。